

タンデム自転車利用書

借用者配布

※出発前に必ずお読みください。

1 利用条件

タンデム自転車は、通常の自転車と比べ特性の多い自転車です。

事前に本利用書及びタンデム自転車安全運転マニュアル（以下 マニュアルという。）をよく読み、特性をご理解いただき、禁止事項・遵守事項を必ず守って借用してください。

また、下記に該当する場合は、貸出することができませんのでご注意ください。

- ① 雨天、強風、雷、積雪、凍結など悪天候の場合。
※ただし、上記天候が予想される場合においては借用者の責任においてご判断いただきます。
- ② パイロット（運転者）が16歳未満の場合
- ③ 運転に支障があると認められた場合。
※両足のつま先が地面に届かない場合や、Cooパイロット（後席乗員）を支えることができない場合など。
- ④ パイロット（運転者）とCooパイロット（後席乗員）の合計体重が160kg以上である場合。
- ⑤ 合計体重が160kg未満で、体重の重たい方がパイロット（運転者）であっても上記②③のような場合。
※お二人で乗車の場合、バランスの関係で体重の重たい方がパイロット（運転者）になります。
- ⑥ メンテナンス等の安全点検及び貸出状況により、事前告知なく利用できない場合があります。

2 利用方法

- (1) ご利用申込み前に、本利用書に基づき、十分ご理解をいただき、「タンデム自転車借用申込書 兼 同意書」に必要事項をご記入の上、お申込ください。
- (2) 利用時間は貸出先が定めた時間とします。(9:00 ~ 17:00)
また、借用可能期間は借用日を含めて3営業日とします。ただし、借用日が休館日（定休日）の場合は1日前からの貸出可とし、返却日が休館日（定休日）の場合は1日後の返却を可とします。
※ご利用期間中にタンデム自転車から離れる際は、必ず施錠を行ってください。
- (3) お申込後、借用前後に管理者立会いの下、タンデム自転車本体の点検及びキズ等の有無や、組立て手順を確認してください。
- (4) ご利用後は、借用申込書に記載された全ての物品を借用時間内に必ず返却してください。
また、やむを得ず返却時間を過ぎてしまう場合は必ず事前に管理者へご連絡ください。
なお、ご連絡がない場合は、管理者より確認のご連絡をさせていただきますので予めご了承ください。

3 禁止行為

下記の行為は禁止としますので必ず守ってください。

- ① 危険箇所・走行可能区間以外での利用。
- ② 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行の妨げとなるような場所での駐車。
- ③ タンデム自転車又は付属品の改造等現状の変更。
- ④ 運転中に異常を認めた上での運転継続行為。
- ⑤ 利用申込者以外の方の使用。

4 自転車及び付属品の盗難、紛失について

- (1) 速やかに警察へ通報後、管理者にご連絡ください。
- (2) 無施錠のまま放置した等、利用者の過失によるものについては、管理者から利用者に対し実費を請求することもありますので予めご了承ください。

5 事故について

- (1) すべて利用者の責任において処理するものとし、管理者は一切の責任を負いません。
- (2) 事故の規模に関わらず、速やかに警察・消防等に届けるなど法令で定められた処置をとるとともに管理者にご連絡ください。
- (3) 管理者の過失において発生した事により、保険の対象と認められた場合は下記の範囲内で補償されます。保障限度額を超える損害については利用者の負担となります。

【保険の保障内容】

傷害補償	●死亡・後遺障害	500万円
	●入院（日額）	3,000円
	●通院（日額）	2,000円

6 自転車の故障・損傷について

- (1) 故障・損傷を発見した場合は、速やかに管理者にご連絡ください。
- (2) 利用者の過失によるものに対して、管理者から利用者に対し実費を請求することもありますので予めご了承ください。
- (3) 利用者の責任において返却場所までご返却ください。返却に要した費用については全て利用者の負担となりますので、ご注意ください。
- (4) 自転車の故障等により、利用者や第三者に損害が発生したとしても、管理者に起因する場合を除いて管理者は一切の責任を負いません。

7 その他

管理者から連絡する必要がある場合に使用する以外には、予めお客様の同意がある場合や、個人情報保護法等に定める場合を除き、個人情報の利用や個人データの第三者への公開は致しません。

タンデム自転車安全運転マニュアル

※出発前に必ずお読みください。

1 タンデム自転車とは

- 日本の道路交通法では全長 190 センチメートルまでのものは普通自転車として定めているが、タンデム自転車は、普通自転車よりも寸法が長い（長さ 214 センチメートル）「軽車両」扱いとなり、歩道通行は認められない。（鳥取県内での 2 人乗りの走行は鳥取県警察が定めた自転車道のみ走行が可能である。）
1 人乗りに限り公道での運転が可能。（ただし、道路標識に則り運転すること。（例）2 段階右折など。）
- タンデム自転車において、前席乗員となる者を「タンデム・パイロット」（略称：パイロット）、後席乗員となる者を「C ーパイロット」と呼称します。

2 乗車の留意点

- (1) 発進（まずパイロットが一人で乗り感覚を十分につかみましょう）
 - ① サドルの位置をペダルが踏み込みやすい高さに調整する。
 - ② パイロットが先にサドルにまたがりブレーキをかけます。車体を安定させてから C ーパイロットは乗車する。
 - ③ ペダルの位置を 2 人が踏み込みやすい高さに合わせし、声をかけてから発進する。
※発進するときは周囲の安全を十分に確認する。
 - ④ 漕ぎだすときは真っ直ぐの道から始めるとスムーズに走り始める。ふらつくことがあれば、遠くを見るようにし、ゆっくりと漕ぎ続けることで加速し安定する。
- (2) 走行中
 - ① ペダルは前後で連動しているため、C ーパイロットはパイロットのペダルに合わせる。
（ペダルを逆回転させるとチェーンが外れるので要注意）
 - ② パイロットは、加速、減速、右折、左折するとき、C ーパイロットに必ず声をかける。
（C ーパイロットのハンドルは、ブレーキ、左右に動かすことができないため）
 - ③ 小回りが利きにくいいためコーナリングは大きく回り、体を傾けないように注意する。
 - ④ 下肢の筋力の強度によっては変速機を使用することで楽に運転することができる。
- (3) 停車
 - ① 目的地に近づいたら徐々にスピードを落としてブレーキをかける準備をしてください。
 - ② パイロットは、停車する前に C ーパイロットに声をかけてから、ブレーキをかけてください。
 - ③ 完全に停車後、パイロットはブレーキをかけたまま、C ーパイロットから降りて下さい。
※パイロットと C ーパイロットがお互いを信頼し、息を合わせることが最も大切です。

3 走行時の遵守事項

- (1) 安全運転の義務
道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければなりません。
- (2) 自転車安全利用法則
 - ① 自転車は、左側車道走行が原則。
 - ② 安全ルールを守る。
 - (ア) 飲酒運転・並進の禁止。
 - (イ) 夜間はライトを点灯：（※ライトはついていない為、夜間走行は禁止。）
 - (ウ) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。
 - (エ) 走行中の片手運転、傘さし、携帯電話、イヤホン等の使用は禁止。
 - (オ) 乗車に適した服装で走行する。サンダル、スカートなどは禁止。ズボンの裾、靴紐等がチェーンやタイヤに絡まらないように注意する。
 - ③ 必ずヘルメットを着用する。

本マニュアルは、(公財)日本サイクリング協会の「タンデム自転車安全運転マニュアル」を基に一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会が作成したものです。